

特定創業支援等事業を受けたことの証明書申請について

世田谷区では、区内における創業を促進するため、区内の創業支援機関と連携して、「創業支援等事業計画」を策定し、平成28年1月13日に国から認定を受けました。

認定に伴い、創業予定の方又は創業後5年未満の方で『特定創業支援等事業』による支援を受け、一定の条件を満たす方は、優遇措置が適用されます。

1. 特定創業支援等事業とは

創業支援等事業計画における事業のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が全て身につく継続的な事業をいいます。世田谷区の特定創業支援等事業は下表のとおりです。

＜世田谷区の特定創業支援等事業一覧＞

事業名	概要	実施主体(問い合わせ先)
ワンストップ相談窓口	創業に必要な基礎的な知識を習得できる講座です。中小企業診断士が動画配信による講義を中心に対面等でも事業計画作成の支援を行います。	(公財) 世田谷区産業振興公社 電話：03-3411-6603
創業セミナー	「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つの要素に加えて、創業の際に必要な知識を習得し、約1か月でビジネスプランの作成を目指すセミナーを開催します。 (年2回開催予定)	(公財)世田谷区産業振興公社 東京商工会議所世田谷支部(共催) 電話：03-3411-6603
		(公財)世田谷区産業振興公社 (一般社団法人)せたがや中小企業経営支援センター(共催) 電話：03-3411-6603
創業融資相談	世田谷信用金庫では各店の融資窓口で創業融資相談を随時受付するほか、予約制の融資相談会を毎月第2水曜日に実施しています。また、融資相談と併せて事業計画についてもご相談に応じます。	世田谷信用金庫 電話：03-3439-1111
事業計画策定等個別支援	創業希望者に対し、事業計画策定等の個別相談や資金調達面での支援を行います。昭和信用金庫が主催または共催するセミナーにより、創業に関するノウハウを習得していただきます。	昭和信用金庫 電話：03-3422-6667

※複数の特定創業支援等事業を受け、4要素の知識を習得した場合でも特定創業支援等事業による支援を受けたことになります。

例えば、「経営」「財務」についてワンストップ相談窓口で相談し、創業セミナーで「人材育成」「販路開拓」の知識を習得し、4回以上かつ1か月以上の期間をかけて指導を受けた場合は、特定創業支援等事業を受けたことの証明書を発行します。

◎特定創業支援等事業を受けた方にご協力をお願いいたします。

国の認定市区町村である世田谷区では、創業支援等事業の実績について国へ報告することになっています。今後、支援を受けた方に対して、5カ年程度に渡り、毎年、支援機関または区から調査をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

2. 特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置について

優遇措置		優遇措置前	優遇措置後	対象者（お問合せ先）
登録免許税 の軽減※	株式会社 (最低税額)	資本金の0.7% (15万円)	資本金の0.35% (7.5万円)	法人として創業しようとする方 (お問合せ先) 【東京法務局世田谷出張所】 電話：03-5481-7519
	合同会社 (最低税額)	資本金の0.7% (6万円)	資本金の0.35% (3万円)	
無担保、第三者保証人なしの 創業関連保証の特例		事業開始2ヶ月前 ～利用可	事業開始6ヶ月前 ～利用可	創業を行おうとする者、事業を営んでい ない個人 (お問合せ先) 【東京信用保証協会渋谷支店】 電話：03-5468-0135
日本政策金融公庫 「新規開業・スタートアップ 支援資金」 ※			貸付利率の引き下げ	新たに事業を始める方や、事業開始後 7年以内の方 (お問合せ先) 【日本政策金融公庫渋谷支店】 電話：03-3464-3311
東京都「創業融資」			融資利率0.4%優遇	事業を営んでいない個人であって、1ヶ 月以内に新たに個人で又は2ヶ月以内 に新たに会社を設立して都内で創業し ようとする具体的計画を有する方、創業 した日から5年未満である中小企業者 及び組合、都内で分社化しようとする具 体的な計画を有する会社又は分社化に より設立された日から5年未満の会社 (お問合せ先) 【東京都産業労働局金融部金融課】 電話：03-5320-4877
東京都「創業助成金」			従業員人件費、賃借料、 広告費等、創業初期に 必要な経費の一部を助 成。（助成率2/3以内） 〔助成限度額〕 上限額300万円 下限額100万円	一定の要件を満たす都内で創業を予定 されている方または創業して5年未満 の中小企業者等の方 (お問合せ先) 【東京都中小企業振興公社】 電話：03-5220-1142

※世田谷区以外の市区町村で創業する場合、世田谷区が交付する証明書では優遇措置を受けることはできません。

3. 特定創業支援等事業を受けたことの証明書の申請について

(1) 申請方法

次のいずれかの方法で申請をしてください。

○ オンライン申請

右の2次元コードより申請してください。



○ 郵送または窓口による申請

● 必要書類

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書兼証明書（第1号様式）」……証明書の必要部数

● 申請先(送付先)

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 (世田谷区産業プラザ4階)
世田谷区経済産業部経済課

(2) 証明書の交付

郵送にて交付します。

(3) 発行手数料

無料

(4) 証明書交付申請期限

特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から2年間(令和7年5月1日以降の申請分)

(5) 交付した証明書の有効期間

証明書の有効期間は、証明日から、次に掲げる日のうち、最も早く到来する日までです。

① 特定創業支援等事業計画の計画期間終了日（世田谷区は令和11年3月31日）

② 租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日（現行法では令和9年3月31日）

③創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

※有効期間を過ぎると、優遇措置を受けることができませんのでご注意ください。

(6) 証明書の利用について

優遇措置を受けるためには、特定創業支援等事業を受けたことについて世田谷区の発行する証明書を法務局・保証協会等に提出する必要があります。

優遇措置	証明書の提出先	お問い合わせ先
株式会社及び合名・合資・合同会社設立時の登録免許税の軽減	法務局	東京法務局世田谷出張所 03-5481-7519
無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例	・東京信用保証協会 ・融資元の金融機関	東京信用保証協会渋谷支店 03-5468-0135
日本政策金融公庫 ・「新創業融資制度」の自己資金要件の撤廃 ・「新規開業・スタートアップ支援資金」	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫渋谷支店 国民生活事業 03-3464-3311
東京都「創業融資」創業支援特例適用	都融資制度取扱金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合等)	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

※証明書は、元となる制度の利用及びその優遇措置の適用を保証するものではありません。各制度を利用するためには、別途個別の審査があります。各制度のご利用については、取扱窓口にお問い合わせください。

特定創業支援等事業及び証明書発行に関する Q&A

Q1.申請書類には申請者の押印は必要ですか。

A1.申請者の押印は必要ありません。

Q2.証明書の受け取りは窓口でも可能ですか。

A2.窓口でもお受け取りいただくことは可能です。あらかじめ、窓口受取希望の旨をお知らせください。

Q3.申請本人以外の者が窓口書類を持参して、証明書の申請手続きができますか。

A3.いいえ。申請手続は申請者本人しかできません（証明書の受け取りも同様です）。

Q4.創業支援等事業者（支援を受けた機関）で証明書の発行ができますか。

A4.証明書は市区町村で発行するので、創業支援等事業者は発行することができません。

Q5.証明書には申請期限が定められていますか。

A5.申請期限は、特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から 2 年以内です。

Q6.特定創業支援等事業の証明書は、区内で創業する者に限定して発行するのですか。

A6.特定創業支援等事業を受け、要件を満たす者には原則、証明書を発行しなければならないので、区内で創業する者に限定して発行することはありません。

Q7.証明書を受け取る際に、本人確認できるものが必要ですか。

A7. 本人確認書類（運転免許証等）のご提示が必要です。

Q8.複数名で起業する場合、全員が特定創業支援等事業を受講しないと優遇措置を受けることができないのですか。

A8.代表者が受講していれば優遇措置を受けることができます。

Q9.事業を継続しつつ 2 社目を創業する場合は、証明書の発行ができますか。

A9.発行対象外です。

Q10.個人事業主として営む事業を法人化する場合、証明書の発行ができますか。

A10.個人事業主として開業後、5 年未満の方は発行することができます。

Q11.創業する時期に条件はありますか。

A11.証明書の申請日から 6 か月以内に創業を行う具体的な計画を有している必要があります。